

申請手数料の算定方法

I 中間検査申請手数料（山梨県）

中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積に応じて次の表のとおりです。なお、申請手数料は特定工程に達した段階での床面積に応じて算定するため、検査対象床面積が延床面積とならない場合によっては、検査対象床面積算定表を添付してください。

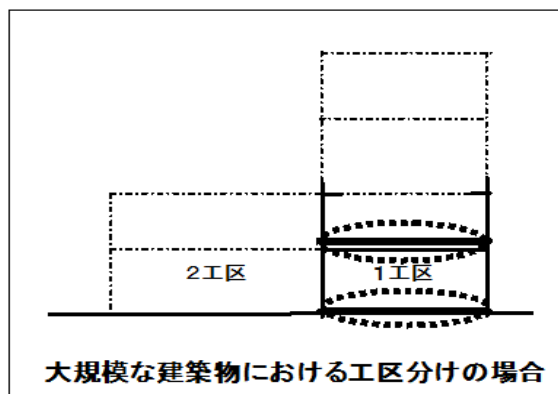
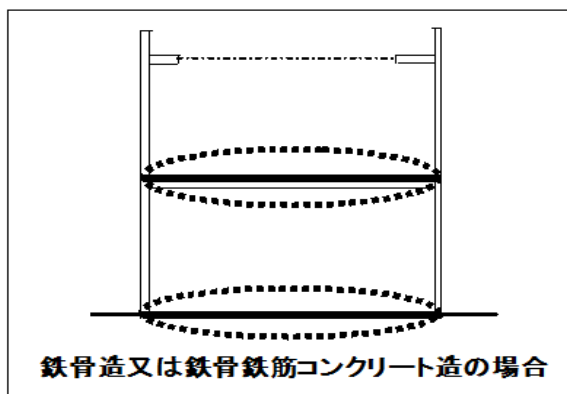
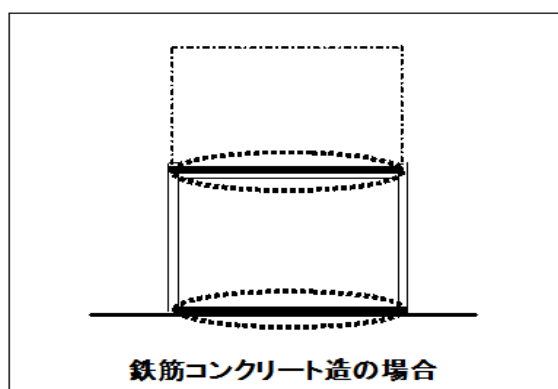
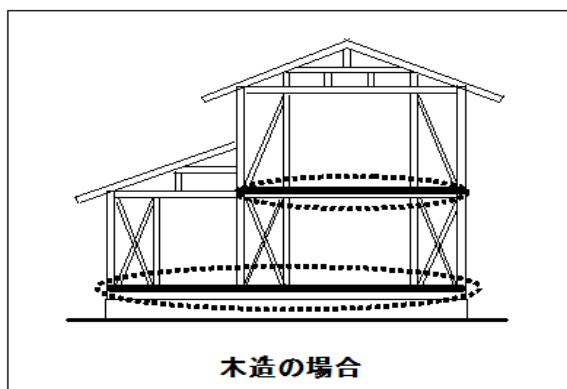
床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	16,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	33,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	41,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	55,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000円
1万㎡を超え5万㎡以内のもの	142,000円
5万㎡を超えるもの	290,000円

※ 指定確認検査機関に申請する場合は、それぞれの機関にご確認ください。

II 床面積の算定方法

中間検査の段階ではり又は床版の配筋等の工事が完了している部分については、床があるものとみなして床面積を算定します。（一般的に鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造では、2階の床はり部分まで床があるものとみなして床面積を算定し、木造については屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事の完了段階で検査を行うので、延べ面積が中間検査対象の床面積となります。）

例として次図の点線丸枠内の太線部分が対象面積です。



※ 凡例 施工部分 未施工部分 床面積算定部分